

協議案

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を
改正する条例（案）について

上記協議案を提出する。

平成28年4月21日

都区協議会会長
舛添要一

（説明）

地方自治法第282条の2第2項の規定に基づき、都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部改正について協議する必要があるので、この案を提出する。

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例（昭和四十三年東京都条例第十五号）の一部を次のように改正する。

題名中「都と特別区及び」を「都及び特別区並びに」に改める。

第三条第一項中「第二項第三号」を「第二項（第二号に係る部分に限る。）」に改め、「収入額」の下に「と法人の行う事業に対する事業税の収入額に地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十七条の二の四の規定による率を乗じて得た額を統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による特別区及び各市町村の従業者数であん分して得た額のうち特別区に係る額（以下「法人事業税交付対象額」という。）と」「百分の五十五を乗じて得た額」の下に（以下「交付金総額」という。）を加え、同条第二項中「、当該年度における調整税の収入見込額に百分の五十五を乗じて得た額」を「、当該年度における調整税の収入見込額に百分の五十五を乗じて得た額」を「又は当該年度における交付金見込額」に改め、同項第一号及び第二号中「調整税の収入見込額に百分の五十五を乗じて得た額」を「交

付金総額」に、「調整税の収入見込額に百分の五十五を乗じて得た額」を「交付金見込額」に改める。

第十二条第一項中「第一百四十三条第一項」を「第一百七十七条の六第一項」に、「自動車

取得税」を「環境性能割」に、同条第二項の表中

「二 軽自動車税 前三年度に課税された、又は課税されるべきであつた税額」を

二 軽自動車税

1 環境性能割

前三年度に納付された、又は納付されるべきであつた税額

2 種別割

前三年度に課税された、又は課税されるべきであつた税額

同表第十号中「自動車取得税交付金」を「環境性能割交付金」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項の改正規定(「第二項第三号」を「第二項(第二号に係る部分に限る。)」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例の一部改

2 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年東京都条例第八十号）の一部を次のように改正する。

附則第九項中「平成二十四年度」を「平成二十九年度」に、「及び」を「並びに」に、「第一百四十三条第一項」を「第一百七十七条の六第一項」に、「自動車取得税」を「環境性能割」に改める。

（経過措置）

3 平成二十九年度に限り、この条例による改正後の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例（以下「新条例」という。）第三条第一項中「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十七条の二の四の規定による率」とあるのは、「百分の二・七」とする。

4 平成二十九年度における、新条例第三条第一項の規定の適用については、同条中「統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による特別区及び各市町村の従業者数」とあるのは、各市町村の市町村民税の法人税割額及び地方税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

5 平成三十年度における、新条例第三条第一項の規定の適用については、同条中「額

を」とあるのは「額（以下この条において「法人の事業税額」という。）の三分の一に相当する額を」と、「従業者数」とあるのは「従業者数で、法人の事業税額の三分の二に相当する額を読替え後の地方自治法第二百八十二条第二項に規定する市町村民税の法人税割額及び地方税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

6 平成三十一年度における、新条例第三条第一項の規定の適用については、同条中「額を」とあるのは「額（以下この条において「法人の事業税額」という。）の三分の二に相当する額を」と、「従業者数」とあるのは「従業者数で、法人の事業税額の三分の一に相当する額を読替え後の地方自治法第二百八十二条第二項に規定する市町村民税の法人税割額及び地方税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

7 平成二十九年度から平成三十一年度までの各年度に限り、新条例第十二条第二項の表第二号の1中「前三年度に納付された、又は納付されるべきであつた税額」とあるのは、「東京都規則で定めるところにより算定した額」、同表第二号の2中「前三年度

に課税された、又は課税されるべきであった税額」とあるのは、「東京都規則で定めるところにより算定した額」、同表第十号中「前三年度に交付された交付金の額」とあるのは、「東京都規則で定めるところにより算定した額」とする。

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）の施行による地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の改正等に伴い、規定を整備する必要がある。

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例（昭和四十三年東京都条例第十五号）新旧対照表（抄）

改 正 案

現 行

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例

第一条及び第二条（現行のとおり）

（交付金の総額）

第三条 交付金の総額は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項に掲げる市町村税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する固定資産税、都民税及び特別土地保有税（以下「調整税」という。）の収入額と法人の行う事業に対する事業税の収入額に地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）

第五十七条の二の四の規定による率を乗じて得た額を統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による特別区及び各市町村の従業者数でん分して得た額のうち特別区に係る額（以下「法人事業税交付対象額」という。）との合算額に百分の五十五を乗じて得た額（以下「交付金総額」という。）とする。

2 每年度分として交付すべき交付金の総額は、当該年度における調整税の収入見込額と法人事業税交付対象額の見込額の合算額に百分の五十五を乗じて得た額（以下「交付金見込額」という。）に第一号の額を加算し、又は当該年度における交付金見込額から第二号の額を減額した額とする。

一 当該年度の前年度以前の年度における交付金総額が当該前年度以前の年度における交付金見込額を超える場合における当該超過額
二 当該年度の前年度以前の年度における交付金総額が当該前年度以前の年度における交付金見込額に満たない場合における当該不足額

第四条から第十一条まで（現行のとおり）
(基準財政収入額の算定方法)

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例

第一条及び第二条（略）

（交付金の総額）

第三条 交付金の総額は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項に掲げる市町村税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する固定資産税、都民税及び特別土地保有税（以下「調整税」という。）の収入額

2 每年度分として交付すべき交付金の総額は、当該年度における調整税の収入見込額に百分の五十五を乗じて得た額とする。

入見込額
得た額
に第一号の額を加算し、又は当該年度における調整税の収入見込額に百分の五十五を乗じて得た額から第二号の額を減額した額とする。

一 当該年度の前年度以前の年度における調整税の収入額と法人事業に百分の五十五を乗じて得た額が当該前年度以前の年度における調整税の見込額に百分の五十五を乗じて得た額を超える場合における当該超過額
二 当該年度の前年度以前の年度における調整税の収入額に百分の五十五を乗じて得た額が当該前年度以前の年度における調整税の収入見込額に百分の五十五を乗じて得た額に満たない場合における当該不足額

第四条から第十一条まで（略）
(基準財政収入額の算定方法)

第十二条 基準財政収入額は、令第二百十条の十二第一項に定める基準税率をもつて算定した当該特別区の普通税（地方税法第一条第二項において同法第七百三十六条第一項の規定による読替えをして準用する同法第五条第二項の規定により特別区が課する普通税をいう。）の収入見込額の合算額に、地方税法第七十一条の二十六第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる都民税利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）、同法第七十七条第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる都民税配当割に係る交付金（以下「配当割交付金」という。）、同法第七十七条第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる都民税株式等譲渡所得割に係る交付金（以下「株式等譲渡所得割交付金」という。）、同法第七十二条の百十五第一項及び第二項の規定により当該特別区に交付するものとされる地方消費税に係る交付金（以下「地方消費税交付金」という。）、同法第一百三十三条の規定により特別区に交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金（以下「ゴルフ場利用税交付金」という。）並びに同法第一百七十七条の六第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる環境性能割に係る交付金（以下「環境性能割交付金」という。）の収入見込額に百分の八十五を乗じて得た額並びに地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）及び航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）の規定により当該特別区に譲与するものとされる地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税の収入見込額並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）附則第十六条第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる交通安全対策特別交付金の収入見込額を加算した額とする。

2 前項の基準財政収入額は、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、東京都規則で定めるところにより算定するものとする。

収入の項目	収入見込額の算定の基礎
一 特別区民税	前三年度に課税された、又は課税されるべきであつた税額
二 軽自動車税	前三年度に納付された、又は納付されるべきであつた税額
1 環境性能割	

第十二条 基準財政収入額は、令第二百十条の十二第一項に定める基準税率をもつて算定した当該特別区の普通税（地方税法第一条第二項において同法第七百三十六条第一項の規定による読替えをして準用する同法第五条第二項の規定により特別区が課する普通税をいう。）の収入見込額の合算額に、地方税法第七十一条の二十六第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる都民税利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）、同法第七十七条第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる都民税配当割に係る交付金（以下「配当割交付金」という。）、同法第七十七条第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる都民税株式等譲渡所得割に係る交付金（以下「株式等譲渡所得割交付金」という。）、同法第七十二条の百十五第一項及び第二項の規定により当該特別区に交付するものとされる地方消費税に係る交付金（以下「地方消費税交付金」という。）、同法第一百三十三条の規定により特別区に交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金（以下「ゴルフ場利用税交付金」という。）並びに同法第一百四十三条第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金（以下「自動車取得税交付金」という。）の収入見込額に百分の八十五を乗じて得た額並びに地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）及び航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）の規定により当該特別区に譲与するものとされる地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税の収入見込額並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）附則第十六条第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる交通安全対策特別交付金の収入見込額を加算した額とする。

2 前項の基準財政収入額は、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、東京都規則で定めるところにより算定するものとする。

収入の項目	収入見込額の算定の基礎
一 特別区民税	前三年度に課税された、又は課税されるべきであつた税額
二 軽自動車税	前三年度に課税された、又は課税されるべきであつた税額

2 種別割

三 特別区たばこ税	前二年 度に課税さ れた、又は課税さ るべきであつた税額
四 鉱産税	前三年度に納付された、又は納付さ るべきであつた税額
五 利子割交付金	前三年度に交付された交付金の額
六 配当割交付金	前三年度に交付された交付金の額
七 株式等譲渡所得割交付金	前三年度に交付された交付金の額
八 地方消費税交付金	前三年度に交付された交付金の額

九 ゴルフ場利用税交付金	前三年度に交付された交付金の額
十 環境性能割交付金	前三年度に交付された交付金の額
十一 地方揮発油譲与税	前三年度に交付された交付金の額
十二 自動車重量譲与税	前三年度に交付された交付金の額
十三 航空機燃料譲与税	前三年度に交付された交付金の額
十四 交通安全対策特別交付金	前三年度に交付された交付金の額

第十三条から第十八条まで (現行のとおり)

附 則

1から8まで (現行のとおり)

9 新条例第十二条第一項の規定の適用については、平成二十九年度以後の各年度においては、当分の間、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令第二条の規定により読み替えられた施行令第二百十条の十二第一項の規定に基づき、新条例第十二条第一項中「並びに同法第一百七十七条の六第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる環境性能割に係る交付金（以下「環境性能割交付金」という。）とあるのは、「同法第一百七十七条の六第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる環境性能割に係る交付金（以下「環境性能割交付金」という。）及び地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条の規定により当該特別区に交付するものとされる地方特例交付金」とする。

10から13まで (現行のとおり)

三 特別区たばこ税

三 特別区たばこ税	前三年度に納付された、又は納付さ るべきであつた税額
四 鉱産税	前三年度に納付された、又は納付さ るべきであつた税額
五 利子割交付金	前三年度に交付された交付金の額
六 配当割交付金	前三年度に交付された交付金の額
七 株式等譲渡所得割交付金	前三年度に交付された交付金の額
八 地方消費税交付金	前三年度に交付された交付金の額

第十三条から第十八条まで (略)

附 則

1から8まで (略)

9 新条例第十二条第一項の規定の適用については、平成二十四年度以後の各年度においては、当分の間、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令第二条の規定により読み替えられた施行令第二百十条の十二第一項の規定に基づき、新条例第十二条第一項中「及び同法第一百四十三条第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金（以下「自動車取得税交付金」という。）とあるのは、「同法第一百四十三条第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金（以下「自動車取得税交付金」という。）及び地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条の規定により当該特別区に交付するものとされる地方特例交付金」とする。

10から13まで (略)

三 特別区たばこ税

三 特別区たばこ税	前三年度に納付された、又は納付さ るべきであつた税額
四 鉱産税	前三年度に納付された、又は納付さ るべきであつた税額
五 利子割交付金	前三年度に交付された交付金の額
六 配当割交付金	前三年度に交付された交付金の額
七 株式等譲渡所得割交付金	前三年度に交付された交付金の額
八 地方消費税交付金	前三年度に交付された交付金の額

第十三条から第十八条まで (略)

